

ミストラル指定居宅介護支援事業所運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社ミストラルサービスが開設するミストラル介護センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護又は要支援状態にある高齢者やその家族が持つ複数のニーズと適正な社会資源とを結びつけることにより、在宅生活を支えていくことを目的とする。

第2条（運営の方針）

- （1）事業所の介護支援専門員等は、要支援者の心身の特性や取り巻く環境を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスや有効な社会資源を提供できるよう調整する。
- （2）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供が行えるように努める。
- （3）居宅サービス計画は利用者の希望を基本に置いて公平、中立に作成する。
- （4）提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善に努める。

第3条（事業所の名称）

- 一 名称 ミストラル介護センター
- 二 所在地 福知山市 …………… 福知山市長田大野下 2737 番地 12

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。なお、管理者が介護支援専門員の資格者である場合は指定居宅介護支援業務にも携わるものとする。
- 二 介護支援専門員 9 名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援業務に当たる。
- 三 事務職員 1 名
必要な事務を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、8月13日から8月15日までと12月30日から1月3日までを除く。なお、事前の申し合わせにより休日の対応も可能とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

第6条（指定居宅介護支援の提供方法、事業内容及び利用料その他の費用）

1. 要介護・要支援被保険者より介護サービス計画の依頼をうけ指定居宅介護支援を提供する際、公平、中立かつ適切な居宅介護サービス計画を作成するため、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を公平に提供し利用者にサービスの選択を求めるとともに、あらかじめ定められた手順や基準に従うこととする。
2. 居宅介護支援の提供の開始にあたって、利用者等に対し前6か月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数の内に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という）が位置づけられた居宅サービス計画の占める割合、前6月に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけされた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合につき説明を行い、同意を得るものとする。
3. 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

（※厚生大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること）

一 居宅介護サービス計画の作成業務及び管理手順（概要）

- （1）相談受付・・・電話受付又は来社等、何れの方法でも可能。
- （2）アセスメントによる課題の把握・・・居宅又は利用施設への訪問による。
- （3）利用者及び担当国会議（ケアカンファレンス）
- （4）ケアプラン作成
- （5）ケアプラン実施後の評価と見直し（モニタリング）

以後、（2）再アセスメント→（3）担当国会議→（4）ケアプラン作成→（5）評価と見直しを繰り返し継続管理していく。

二 市町村の委託を受けた場合の業務

- （1）訪問調査

三 要介護認定の申請及び更新手続き代行

四 その他付帯業務

4. 前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外での居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費（実費）は利用者負担とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は実施地域を越えた地点から訪問先までの距離に応じ請求するものとし、1キロメートルあたり40円の支払を受けるものとする。
5. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、福知山市、綾部市とする。

第8条（虐待防止防止及び再発防止のための措置）

1. 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。
2. 事業所は、利用者に対して身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由等その他身体拘束に関する必要な事項の記録を整備し、5年間保存するものとする。
3. 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会等を定期的開催するよう努めるとともに、その内容について従業者に対して周知徹底を図るものとする。
4. 事業所は、従業者に対して虐待防止及び再発防止、身体拘束の適正化等に関する研修を定期的実施するとともに、その内容の記録を整備し、5年間保存するものとする。

第9条（感染症の発生及びまん延の防止のための措置）

事業所は、感染症の発生及びまん延の防止等に関する指針を整備し、事業所内における感染症又は食中毒等の発生及びまん延防止に努めるものとする。

第10条（業務継続に関する取組）

1. 事業所は、災害及び感染症等の発生時に利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために必要な措置を講じるとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定に努めるものとする。
2. 事業所は、業務継続計画に基づき、業務継続に必要な研修及び訓練等の定期的な実施に努めるものとする。
3. 前項の規定による研修及び県連等を実施して場合は、その内容の記録を整備し、5年間保存するものとする。

第11条（ハラスメントに関する対策）

事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメント等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、ハラスメント防止に必要な対策を講じるものとする。

第12条（その他運営に関する重要事項）

1. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
3. サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意書をあらかじめ得ることとする。
4. 居宅サービス事業者等からの利益收受を禁止する旨を、雇用契約の内容とする。
5. 自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するとともに必要な改善措置を講じる。

6. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は会社役員と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- * 第 8 条に規定する 虐待防止及び再発防止のための措置
(努力義務とする経過措置期間 令和 6 年 3 月 31 日まで)
- * 第 9 条に規定する 感染症の発生及びまん延の防止のための措置
(努力義務とする経過措置期間 令和 6 年 3 月 31 日まで)
- * 第 10 条に規定する 業務継続に関する取組
(努力義務とする経過措置期間 令和 6 年 3 月 31 日まで)

改 訂

平成 11 年 10 月 1 日	初施行
平成 12 年 8 月 22 日	事業所の所在地変更
平成 13 年 5 月 7 日	人員体制の変更
平成 14 年 4 月 5 日	人員体制の変更
平成 16 年 4 月 1 日	第 4 条 人員体制の変更 第 5 条 一 営業日除外について 8/13～16→8/13～ <u>15</u> とした。
平成 16 年 8 月 25 日	第 1 条、3 条 会社組織変更登記による開設者及び事業所名変更
平成 17 年 4 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更、第 6 条 3 実施地域を越える交通費
平成 17 年 11 月 25 日	第 4 条二 人員体制の変更、第 6 条 2 の一 業務内容と手順記載
平成 18 年 4 月 1 日	第 7 条 (通常の実施地域・・・福知山市合併により変更)
平成 18 年 10 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更
平成 19 年 4 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更
平成 20 年 4 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更
平成 21 年 4 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名追加し 8 名)
平成 23 年 4 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名追加 9 名)
平成 24 年 1 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名減 8 名)
平成 24 年 7 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名減 7 名)
平成 26 年 4 月 1 日	第 5 条二 営業時間の変更
平成 27 年 4 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (2 名追加 9 名)
平成 27 年 12 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名減 8 名)
平成 28 年 4 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (2 名追加 10 名)
平成 29 年 4 月 1 日	前年度同様 (管理者：芦田→北山)
平成 29 年 7 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (2 名減 芦田・堀)
平成 30 年 10 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (2 名増 久馬・高見)
令和 2 年 2 月 3 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名増 村上)
令和 2 年 10 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名増 土佐)
令和 2 年 11 月 4 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名減 村上)
令和 3 年 4 月 1 日	第 6 条 既存の 2～4 を 3～5 へ 第 6 条 2 説明事項追加 第 6 条 5 文中 (記名押印) 削除
令和 3 年 5 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名減 土佐)
令和 3 年 7 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名増 志水)
令和 3 年 11 月 1 日	第 5 条一 営業日の変更
令和 4 年 4 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名減 北山) 第 8 条から第 11 条 追記 第 8 条 (その他運営に関する重要事項) を第 12 条へ移動
令和 4 年 6 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名減 高見)
令和 5 年 11 月 1 日	第 4 条二 人員体制の変更 (1 名増 足立)

令和 6 年 2 月 1 日 第 4 条二 人員体制の変更（1 名減 大槻）